

活動組織における不祥事の未然防止

多面的機能支払交付金の事業実施に当たっては、かねてより、関係法令及び多面的機能支払交付金実施要項等を遵守して適切に行われるようお願いしているところです。

しかしながら、近年、活動組織の役員、事務受託者による交付金の私的流用、証拠書類の不備又は改ざんなどの不適切な事案が見受けられ、残念なことに他県(中国四国管内)において、このような事案が発生しています。

同じ交付金に取り組んでいる活動組織として、大変残念なことでありますが、このような事件を未然に防ぐため、また組織の適正な運営を図るためにも、役員の皆様には定期的な確認を行うようお願いいたします。

推進協議会としても今後、下記事項について研修会や中間履行確認などのあらゆる機会を通じ啓発を進めて参ります。

記

- 1 代表は、会計経理に関する手続き、内容等を的確に把握し、活動に伴う金銭の出納、外部への発注などは、複数の役員によりその内容を確認し、適正な処理に努めること。
- 2 監査役は共同活動をはじめとした事業の実施、交付金の執行、活動組織の運営全般にわたり、適切に行われているかどうかを毎年度確実に監査し、総会で報告すること。
- 3 活動組織は、活動組織規約に基づき毎年度1回以上総会を開催し、合意形成を図ること。
- 4 活動組織の役員及び構成員、事務受託者は、県、市町が開催する研修会に参加するなど自己研鑽し、法令等の遵守に努めること。



令和2年度農村環境の未来を考える研修会vol.13 令和2年度多面的機能支払中国四国シンポジウム

合同
開催

日 時 令和3年2月4日(木) 13時～
場 所 山口市維新公園4-1-1
「維新百年記念公園 維新大晃アリーナ」
主 催 山口県
山口県日本型直接支払推進協議会
共 催 農林水産省中国四国農政局